

議会全員協議会資料【学校教育施設課】

中学校におけるプール施設の廃止及び水泳実技授業の取りやめについて

プール施設については、施設の老朽化、維持経費の増大、近年の夏季の高温化等、様々な課題が蓄積しており、これらを受けて今後の方向性について、教育委員会内及び学校関係者と協議検討を行いました。

その結果、古河市内小中学校のプール施設の今後のあり方及び水泳実技授業については、以下のとおりといたします。

1 協議検討の結果と対応

- (1) 中学校のプール施設は令和8年度末をもって廃止とします。これに伴い水泳実技授業は取りやめ、座学中心の授業とします。
現在、外部プール施設（市営・民間）で行っている2つの中学校も同様とします。
- (2) 小学校のプール施設は継続して使用し、水泳実技授業の充実を図り、6年間で泳げる力を身に付けさせます。
自校プール施設が使用できない場合は、外部プール施設（市営・民間）を使用します。

2 協議検討の結果とした主な要因

- (1) プール施設の老朽化による修繕費等の増大
- (2) プール施設の稼働日数に対する施設の維持等経費の増大
- (3) プール施設の日常管理における教職員の負担増

3 この協議検討の結果を受け、中学校におけるプール施設の廃止及び水泳実技授業の取りやめについては、適宜、小中学校へ周知してまいります。

4 廃止としたプール施設の跡地については、学校の意向も踏まえ、今後の検討課題とします。